

伊那市外部公益通報に関する要綱を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 1 2 日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第 2 条第 1 項各号に掲げる者（役務提供先が本市である者を除く。）をいう。
- (2) 所管課 本市において通報対象事実に関する処分、勧告等の権限を有する課等（通報対象事実の有無が不明な段階においては、通報の内容に係る事務を所管する課等）をいう。
- (3) 外部公益通報 労働者等が本市に公益通報をすることをいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(外部公益通報窓口の設置等)

第 3 条 外部公益通報の受付に応じるため、市民生活部生活環境課伊那市消費生活センターに、外部公益通報受付窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口には外部公益通報責任者及び通報窓口事務従事者を置き、外部公益通報責任者は市民生活部生活環境課長を、通報窓口事務従事者は市民生活部生活環境課に属する職員のうちから、外部公益通報責任者が指名する者を充てる。

3 外部公益通報責任者は、通報に関する調査の進捗等の管理、担当者の育成、その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括し、通報窓口事務従事者は外部公益通報責任者の命を受け、事務に従事するものとする。

(外部公益通報の受付等)

第 4 条 通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮するとともに通報者の秘密は保持され

ることを説明し、外部公益通報受付票（様式第1号）により受け付けるものとする。

2 外部公益通報の受付において、やむを得ないと認められる場合は、匿名で受け付けるものとし、当該通報は実名により受け付けた通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

3 通報窓口は、外部公益通報の内容により所管課の決定を行った場合は、当該外部公益通報を所管課に引き継ぐものとする。ただし、受け付けた外部公益通報の通報事案について、本市が処分又は勧告等をする権限を有しない場合は、当該通報者に対し、権限を有する行政機関を遅延なく教示し、通報を促すものとする。

（調査の実施）

第5条 所管課は、前条第3項の規定により外部公益通報を引き継いだときは、必要な調査を遅滞なく開始しなければならない。

2 前項の調査は、外部公益通報に係る秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。

（調査結果に基づく措置）

第6条 所管課は、前条に規定する調査の結果、通報対象事実その他法令違反等の事実が存在することが認められるときは、法令又は条例に基づく処分又は勧告その他の適切な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置を講じるに当たっては、適切な法執行の確保及び利害関係の秘密、プライバシー等の保護に支障がないよう十分に配慮しなければならない。

3 所管課は、前2項の調査及び措置が終了したときは、速やかにその概要を外部通報窓口へ報告しなければならない。

4 通報窓口は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく当該報告を外部公益通報に係る調査報告及び措置通知書（様式第2号）により、通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（相互協力等）

第7条 所管課は、通報対象事実に関し、関係する課又は行政機関等がある場合は、それらと連携して調査を実施し、措置をとる等、相互間で緊密に連絡及び協力するものとする。

2 関係する課及び関係する行政機関は、外部公益通報について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

（通報者の保護）

第8条 所管課は、通報者が、外部公益通報をしたことにより事業者等から不利益な取り扱いを受けていることが明らかになった場合は、当該通報者の保護に係る必要な措置を講じなければならない。

（外部公益通報の処理に従事する者の責務）

第9条 外部公益通報の処理の業務に従事する者は、外部公益通報又は相談及び調査によって知り得た事実を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を

退いた後も同様とする。

2 通報窓口及び所管課の職員は、自己が関係する外部公益通報の処理に関与してはならない。

(公表)

第10条 市長は、外部公益通報の件数及びその概要を、毎年度公表するものとする。

2 市長は、第6条第1項に規定する措置が講じられたときは、公益上の必要があると認められる場合に限り、その事実を公表するものとする。

(外部公益通報関連文書等の保管、保存及び公開)

第11条 外部公益通報に係る記録及び関係資料は、伊那市文書管理規程（平成18年伊那市訓令第3号）により保管及び保存するとともに、伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する公文書として取り扱うものとし、当該公文書の開示又は不開示は、条例第5条の規定によるものとする。ただし、通報者の氏名等、通報者が特定できる情報については、非開示とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

外部公益通報受付票

通報日時	年 月 日 時 分
通報番号	No.
通報方法	面談 電話 FAX 郵便 E-mail その他（ ）
受付担当者	部 課 係 担当者名
通報区分	社員 パート・アルバイト 派遣労働者 役員 取引先 無職
通報者	住所 : 氏名 : 事業者名 : 連絡先 : 匿名を希望する
通報内容 (通報内容事実)	1 通報対象者 (事業者名 部署 役職 氏名等) 2 通報事実 3 証拠書類等 (有 ・ 無) 4 特記事項等
通知の要否	1. 希望する 2. 希望しない
連絡先	住所 : 氏名 : 連絡先 :
通報受付	受理 ・ 不受理 ・ 教示 (教示先)
	(不受理とした理由)
所管課	部 課 係 担当者名
所管課通知日	年 月 日 通知済

様式第2号（第6条関係）

外部公益通報に係る調査結果及び措置通知書

第 号
年 月 日

様

伊那市長 印

年 月 日付けで受け付けた通報について、調査した結果を次のとおり通知します。

案件	
通報内容	
調査結果	
措置の実施 (内容・理由)	有： 無：
備考	